

京都府警察サイバーセキュリティ対策委員会の設置及び運営について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成28年2月18日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

記

第1 趣旨

この通達は、サイバー空間における脅威への総合的な対処能力を強化し、サイバー空間の安全と秩序の維持を図るため、京都府警察サイバーセキュリティ対策委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 京都府警察サイバーセキュリティ対策委員会

1 設置

警察本部に、京都府警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 任務

対策委員会は、別に定めるところにより、サイバー空間における脅威への対処に係る総括指揮を行い、総合的な対処能力を強化し、サイバー空間の安全と秩序の維持を図ることを任務とする。

3 構成

対策委員会は、対策委員長、対策副委員長、対策委員、対策員及び参与をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 対策委員長は、対策委員会の事務を総理する。
- (2) 対策委員長は、必要の都度、対策委員会の会議を開催し、議事を主宰する。
- (3) 対策委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会を構成する者以外の者に対し、対策委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (4) 対策副委員長は、対策委員長を補佐するとともに、対策委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (5) 参与は、対策委員会の事務に関し、必要な助言、支援等を行うものとする。
- (6) 対策委員会において決定した事項は、サイバー企画課を通じて、関係する所属に示達するものとする。

5 庶務

対策委員会の庶務は、サイバー企画課において行う。

第3 サイバーセキュリティ総括責任者等

- 1 対策副委員長であるサイバー対策本部長は、当府警察におけるサイバーセキュリティ総括責任者として、その任に当たる。
- 2 対策委員であるサイバー企画課長は、当府警察におけるサイバーセキュリティ責任者として、その任に当たる。

別表

京都府警察サイバーセキュリティ対策委員会

